

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

人事異動 ○ 三重県社会教育委員の異動について	社会教育・文化財保護課	1頁
○ 三重県総合博物館協議会委員の解任及び任命について	社会教育・文化財保護課	1頁

人 事 異 動

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び三重県社会教育委員設置に関する条例（昭和24年三重県条例第37号）第3条及び第5条の規定により、次のとおり三重県社会教育委員の異動を行いました。

令和7年4月17日

三重県教育委員会

辞任（辞令年月日 令和7年4月17日）

辻 村 勝 彦

任命（辞令年月日 令和7年4月18日）

奥 村 隆 志

博物館法（昭和26年法律第285号）第24条及び三重県総合博物館条例（平成25年三重県条例第64号）第28条第2項の規定により、次のとおり三重県総合博物館協議会委員を解任及び任命しました。

令和7年4月17日

三重県教育委員会

1 解任する委員の氏名

小 林 秀 樹

中 島 伸 子

2 解任日

令和7年4月17日

3 任命する委員の氏名

山 本 命

富 永 治 郎

4 任期

令和7年4月18日から令和8年4月18日まで

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会